

介護職員初任者研修（通学）学則

(事業の実施者の名称・所在地)

第1条 本研修は、社会福祉法人アーテナ会：所在地 愛媛県松山市保免中三丁目 3-23（以下「当法人」という）が実施するものとする。

(事業の目的)

第2条 急速な高齢化の進展に伴い高齢者及び身体障害者等の多様な介護が望まれており、その介護ニーズに対応するため、必要な職業倫理及び実務的知識並びに技能等を修得することにより、厳しい雇用情勢においても早期に就職できる機会を得られることを目的とする。

(養成研修の名称)

第3条 本研修の名称は、介護職員初任者研修とする。

(実施課程及び方法)

第4条 本研修の実施課程は介護職員初任者研修課程であり、高齢者とのコミュニケーション技法・介護技術及び介護保険基礎知識等を修得するため、通学形式での講義及び演習並びに現場での介護実習を行う。

(研修実施場所)

第5条 研修実施場所は、特別養護老人ホームアーテナとする。

（所在地：松山市保免中三丁目 3 番 23 号）

(研修日程)

第6条 研修日程は、次のとおりとする。

4月開講コース

開講式 2019年 5月15日

修了式 2019年 6月24日

(受講対象者及び定員)

第7条 受講対象者は、心身共に健康で、現に介護事業に従事している者、若しくは介護事業に従事しようとする者とする。
また、定員は20名とする。

(受講者の本人確認)

第8条 研修の受講申込等を行った者が本人であるかどうか等を公的証明書により確認する。
公的証明書は、運転免許証・住民票・住民基本台帳カード・健康保険証・パスポート・年金手帳等による。

(研修カリキュラム及び担当講師名)

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラム及び担当講師名は、研修日

程表のとおりとする。

(研修参加費用)

第10条 研修参加費用は次のとおりとする。

- ① 受講料：35,000円（テキスト代を含む）

(研修修了の認定方法)

第11条 研修の全課程を履修した者に対して、修了認定テスト（筆記）により各受講生の知識・技術等の修得程度を評価し、70点以上の得点者に対し修了の認定を行なう。

(研修の遅刻、早退、欠席の取り扱い)

第12条 講義開始前に担当講師が出欠の確認を行う。やむを得ず欠席する場合は、講義の開始時刻前に電話等により届け出ることとし、必ず「欠席届」を提出するものとする。遅刻や早退の場合も同様とする。なお、連絡がなく10分以上遅刻した場合は欠席扱いとする。

講義の欠席については2日までとし、演習・実習での欠席は原則認めない。

また、欠席科目についての補講講義は、担当講師指示のもと後日実施するものとする。

(受講の取り消し)

第13条 自己都合により受講中に解約しても受講料は返金しない。

また、以下の行為をする受講生については、退講させるとともに受講料は返金しない。

- ・連絡なしに遅刻、欠席をする者
- ・他の受講生の学習を著しく妨げる者

(修了証明書等の交付)

第14条 第11条により認定された者は、当法人が「愛媛県介護員養成研修（介護職員初任者研修）事業実施要綱」の定める修了証明書及び携帯用修了証明書を交付する。

(研修事業責任（担当）者)

第15条 研修事業責任者は、当法人理事長とし、研修担当者は、理事長がこれを定めるものとする。

(施行細則)

第16条 この学則に定めのない事項で、特に必要と認めた場合、当法人がこれを定める。

（附則）この学則は、2019年5月15日から施行する。